

国民健康保険のしくみを

お知らせします

安心してお医者さんにかかれるよう、すべての人が医療保険に加入することになっていきます。国民健康保険(国保)は、こうした医療保険の一つです。

急速な高齢化の進展、生活習慣病の増加、医療の高度化等に伴い医療費は急増し、大変厳しい運営を強いられています。加入者の皆さんは、医療費の一部を支払い医療を受けますが、残りの医療費は、国民健康保険税(保険税)として納付したお金を財源として、医療機関へ支払っています。

今後も安定した国保制度の維持運営のため、ご理解とご協力をお願いします。
国保の加入・脱退
届け出は14日以内に

他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、手続きをしてください。
☆加入できる方
①自営業者 農業・漁業従事者とその家族
②退職して職場の健康保険などを脱退した方
③パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入できない方など

※加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めなければならないことや、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなる場合があります。
※他の健康保険資格取得後

安心してお医者さんにかかれるよう、すべての人が医療保険に加入することになっていきます。国民健康保険(国保)は、こうした医療保険の一つです。

急速な高齢化の進展、生活習慣病の増加、医療の高度化等に伴い医療費は急増し、大変厳しい運営を強いられています。加入者の皆さんは、医療費の一部を支払い医療を受けますが、残りの医療費は、国民健康保険税(保険税)として納付したお金を財源として、医療機関へ支払っています。

今後も安定した国保制度の維持運営のため、ご理解とご協力をお願いします。
国保の加入・脱退
届け出は14日以内に

他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、手続きをしてください。
☆加入できる方
①自営業者 農業・漁業従事者とその家族
②退職して職場の健康保険などを脱退した方
③パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入できない方など

※加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めなければならないことや、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなる場合があります。
※他の健康保険資格取得後

なお、本人確認ができないときは保険証に登録されている住所へ簡易書留で送付します。
国保の給付(お医者さんにかかるとき)
医療機関等の窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担割合(表1)を支払うだけで、医療を受けることができます。

☆療養費
次の場合は、いったん全額自己負担となりますが、申請し認められると自己負担を除いた保険給付分の金額をあつら支給します。
①緊急時などやむを得ない理由により、保険証を提示せずに医療を受けたとき
②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補装具代を負担したとき
③国保の取り扱いをしていない施設で、医師が必要と認めた、はり、きゅう

う、マッサージを受けたとき
④海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)
☆医療費が高額になったとき(高額療養費)
医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分を高額療養費として、支給します。該当する方には、医療費の支払いから約2〜3か月後に申請書を送付します。必要書類をお持ちのうえ、保険年金課で手続きをしてください。
☆「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請
医療機関等の窓口で提示することによって、医療費の自己負担額を適用区分(年齢と所得により区分が分かれます。)に応じた限度額(市民税非課税世帯の方は入院時の食事代も減額された額)までの支払いにします。

現在発行されている限度額認定証の有効期限は7月31日です。8月1日から使える認定証の申請は、7月19日から受け付けます。自動更新ではありません。更新の案内は届きませんので、必要な場合は8月31日までに申請してください。
なお、マイナンバー利用することにより、認定証の提示が不要になることがあります。
☆長期入院に該当となる見込みの方には更新のご案内を送付します。
※9月以降に申請された場合は、申請月の1日から(年齢と所得により区分が分かれます。)の適用となります。
※同一世帯に所得の申告を

国保の被保険者証(保険証)を使って医療を受ける時、国保で負担した医療費を後日返納することになります。
※手続きは法律で14日以内となっていますが、14日を過ぎても必ず手続きをしてください。
※脱退の手続きは郵送、インターネットも可
国保の保険証
保険証は、医療機関を受診する際に必要なものです。1人1枚の個人カード証となります。
一般の保険証(若草色)
有効期限は令和5年9月30日です。(年齢等により有効期限が短い場合があります)
高年齢受給者証(白色)
70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から「国民健康保険高年齢受給者証」(自己負担割合2割または3割)が交付されます。国保の保険証と併せて医療機関等の窓口で提示してください。高年齢受給者証は毎年8月に更新となるため、7月下旬に新しい受給者証を送付します。
☆保険証をなくしてしまったら
本人確認書類等をお持ちのうえ、保険年金課または出張所(梅郷・沢井・小倉木・成木)へ再交付の申請をしてください。

表1 医療費の自己負担割合

Table with 2 columns: 適用区分 (世帯内の国保加入者の年間所得合計) and 自己負担割合. Rows include 義務教育就学前 (2割), 義務教育就学後~69歳 (3割), 70~74歳 (2割).

注1 現役並み所得者とは、本人を含む同一世帯内に住民税課税所得145万円以上の70~74歳の国民健康保険加入者がいる方。

表2 70歳未満の方

Table with 3 columns: 適用区分 (世帯内の国保加入者の年間所得合計), 1か月の医療費の自己負担限度額, 入院時食事負担額 (1食当たり). Rows A through E show different income brackets and their corresponding costs.

注2 過去1年間の入院日数が91日以上で、申請して長期認定を受けた方。なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。

表3 70~74歳の方

Table with 4 columns: 適用区分, 1か月の医療費の自己負担限度額 (外来/入院), 入院時食事負担額 (1食当たり). Rows include 現役並み所得者III, II, I, 一般, 低所得者II, and 低所得者I.

注2 過去1年間の入院日数が91日以上で、申請して長期認定を受けた方。なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。

注3 適用区分が「現役並み所得者III」および「一般」の方は、「限度額適用認定証」を申請する必要はありません。

滞納している場合は「限度額適用認定証」を交付できない場合があります。
⑦0~74歳の方 表3参照
☆高額医療・高額介護合算制度
同一世帯で医療と介護の両方を利用した場合、年単位でさらに自己負担の軽減を図る制度です。
1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)に「医療保険」す。ご希望の場合は、問い合わせください。
※世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、正しい認定証を交付できないので所得の申告をしてください。
☆一部負担金の減免、徴収猶予制度
災害によって資産に重大な損害を受けたことで、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となることがあります。
☆こんなときには給付が受けられます
①子どもが生まれたとき: 出産育児一時金42万円(医療機関への直接支払制度になります。差額が生じたときや、直接支払制度を利用しない方は、保険年金課で手続きをしてください)
②死亡したとき: 葬祭費5万円(葬祭を行った方への支給となります)
問い合わせ
▷制度について...都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491
▷申請について...市健康センター ☎23-2191

気管支ぜん息等の疾病にかかっている方に対し医療費助成を行っています
~大気汚染医療費助成制度~

都内に1年(3歳未満は6か月)以上在住の18歳未満で気管支ぜん息等に罹患しているなど、一定の要件を満たす方に認定疾病に係る医療費を助成しています。詳細は、市ホームページ(記事ID...11719)をご覧ください。

問い合わせ
▷制度について...都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491
▷申請について...市健康センター ☎23-2191

### 国民健康保険を支えているのは皆さんの保険税です

**■納税通知書**  
7月初旬に送付します  
国民健康保険(国保)に加入している世帯の世帯主へ、令和4年度国民健康保険納税通知書を7月初旬に送付します。

**■令和4年度の国民健康保険**  
4年度の税率等は表1のとおりです。  
国保事業の安定的な運営を図るため、納税通知書の納期限を確認のうえ、国民健康保険税(保険税)の期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。コンビニエンスストアやスマートフォン決済でも納付できます。

**■低所得世帯に対する均等割額の軽減**  
令和3年の所得が一定額以下の世帯を対象に、保険税の一部(被保険者均等割額)を減額する制度です。(表2参照)

世帯主(国保加入者でない世帯主も含む)および国保の加入者全員が住民税の所得申告を済ませている世帯に限られますので、所得がない方(被扶養者として申告されている方を除く)も必ず申告してください。  
なお、軽減を受けるために申請などの手続きは必要ありません。軽減割合は所得に応じて、7割・5割・2割となります。

**■未就学児に対する均等割額の軽減**  
子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、4年度分以降の保険税について、未

就学児の均等割額が5割軽減されます。すでに低所得世帯軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割額からさらに5割軽減されます。

**■非自発的失業者の保険税の軽減制度**  
対象 次の要件をすべて満たし失業等給付を受ける方  
①離職日に65歳未満の方  
②「雇用保険受給者証」に記載される離職コードが「11、12、21、23、31、34」のいずれかの方  
軽減額 前年の給与所得を100分の30とした額  
軽減期間 離職日の翌日～翌年度末  
※国保加入中は軽減期間中に就職しても引き続き対象となりますが、他の健康保険に加入する等、国保を脱退すると終了します。  
※資格喪失後、再び国保に加入した方は、軽減期間内であれば再度対象となりますので手続きをしてください。

**■保険税の納付は便利な口座振替で**  
口座振替は、自動的に納税ができ、納め忘れがなく便利です。希望する方は、口座名義人の預貯金通帳、通帳の届け出印、納税通知書をお持ちのうえ、市内の

表1 令和4年度の税率等

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割率	6.00%	1.95%	1.85%
被保険者均等割額	30,600円	11,200円	12,200円
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

表2 令和4年度軽減対象世帯

7割軽減	5割軽減	2割軽減
世帯全体の所得が43万円+(給与・年金所得者数-1)×10万円以下	世帯全体の所得が43万円+(給与・年金所得者数-1)×10万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×28万5千円以下	世帯全体の所得が43万円+(給与・年金所得者数-1)×10万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×52万円以下

※給与・年金所得者数…一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方。ただし、専従者給与は除く)と公的年金等所得者(公的年金等収入が、65歳未満で60万円を超える方、65歳以上で125万円を超える方)の数  
※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した方。

**■納付が困難な方は「相談ください」**  
保険税の納付が困難になった場合は必ず収納課へご相談ください。また、災害やその他特別な事情により納付が著しく困難な場合は、減免対象となる場合があります。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。  
なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の詳細は、市ホームページ(記事ID:19387)か、保険年金課へお問い合わせください。

**■問い合わせ 保険年金課資格課係**  
新しい後期高齢者医療被保険者証をお送りします  
令和4年8月1日からの新しい保険証(藤色)は、7月15日以降に簡易書留郵便で送付します。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。  
10月からの窓口2割負担の導入に伴い、すべての方の保険証の有効期限が9月30日までとなっておりますので、ご注意ください。10月以降の保険証(水色)は、9月15日以降に送付予定ですので、お問い合わせください。  
現在お使いの保険証(オレンジ色)は、8月1日以後、ご自身で破棄するか、保険年金課までご返却ください。  
【自己負担割合1割の方】  
世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食費が減額されます。

**【自己負担割合3割の方】**  
被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合、限度額適用認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

**問い合わせ**  
▽制度について: 東京都後期高齢者医療「広域連合」お問合せセンター ☎0570・086・519 (IP電話)

変更が生じた場合は改めてお知らせします。  
お知らせします。  
限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の交付について  
過去に交付されたことがあり、令和4年8月以降交付対象となる方には、新しい認定証を7月20日以降に送付します。届きましたら、氏名、生年月日、適用区分などの記載内容をご確認ください。  
これまで交付されたことが無く、今回交付を希望する方はお問い合わせください。  
現在お使いの認定証は、8月1日以後、ご自身で破棄するか、保険年金課までご返却ください。

**後期高齢者医療保険に関するお知らせ**  
新しい後期高齢者医療被保険者証をお送りします  
令和4年8月1日からの新しい保険証(藤色)は、7月15日以降に簡易書留郵便で送付します。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。  
10月からの窓口2割負担の導入に伴い、すべての方の保険証の有効期限が9月30日までとなっておりますので、ご注意ください。10月以降の保険証(水色)は、9月15日以降に送付予定ですので、お問い合わせください。  
現在お使いの保険証(オレンジ色)は、8月1日以後、ご自身で破棄するか、保険年金課までご返却ください。  
【自己負担割合1割の方】  
世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食費が減額されます。

表1 9月30日までの自己負担割合

令和4年度住民税課税所得	自己負担の割合
同じ世帯の被保険者全員がいずれも145万円未満の場合	1割
同じ世帯の被保険者の中に145万円以上の方がいる場合	3割

保険証の有効期限



表2 10月1日からの自己負担割合

